

社会福祉法人きそがわ福祉会役員報酬支給規程

1. 社会福祉法人きそがわ福祉会の役員の報酬は支給しない。
2. 事業所又は本部事務業務を兼務する理事及び業務執行理事の給与は、別に定める「社会福祉法人きそがわ福祉会職員給与規程」により支給する。

(附則)

この規程は、平成30年1月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。